商品概要説明書

年金定期積金「新ワンダフル」

（令和７年４月１日現在）

商 品 名	・年金定期積金「新ワンダフル」（定額式）
ご利用いただける方	・個人のみ ※公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）・農業者年金の振込口座を新規にご指定された方および既にご指定されている方。（各種企業年金・年金基金・農林年金・労災年金は対象となりません。） ただし、ご予約の方は対象外とします。
取扱期間	・令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
掛込期間	・２年、３年、４年、５年
払込方法 （１）払込方法 （２）払込金額 （３）払込単位	 ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は１か月、２か月、３か月のいずれかとします。 ・自動振替による払込みに限ります。 ・１回あたり 10,000 円以上 ・１円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用利回り （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。（月割計算） ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
特　典	・金利上乗せ（初回満期時まで適用） 店頭表示金利＋年０．０８％ ※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。
付加できる特約事項	・満期日に税引後受取額を指定口座へ自動振替することができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部金融管理課（電話：０８７－８２５－０２２７）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：０８９－９４１－６２７９） 岡山弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。

	上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品はＡＴＭ、ＪＡネットバンク（「ＪＡバンクアプリプラス」含む）でのご契約はできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ香川県